

いつも大変お世話になり、ありがとうございます。

今月から消費税が増税されて税率が10%に上がります。景気が悪くなりつつある中、本来は延期すべきですが、ここでは増税を前提として**軽減税率の仕組みについて説明**します。

軽減税率は、日常生活に不可欠なものに対して適用され、低所得者への配慮を目的に導入されました。

大きく1) 飲食料と2) 新聞に軽減税率8%がかかるものですが、「例外」や「**例外の例外**」があるので少し分かりにくくなっています。そこを解説したいと思います。

まず、飲食料品は軽減税率8%となりますが、例外は1) お酒、2) 外食、3) ケータリング・出張料理などです。これらには嗜好品・贅沢品しこうひんとして10%の基本税率がかかります。

ただし2) の外食と3) ケータリング・出張料理には、「**例外の例外**」があるので、要注意です。

まず、外食といっても、「持ち帰り」と「宅配」に限っては贅沢でなく、お家で食べる「日常生活に不可欠なもの」として軽減税率8%になります。今後スーパーやコンビニなどで買い物をする際に、店員さんから「持ち帰りですか？

それとも店内で食事ですか？」と聞かれることになっています。「持ち帰り」と答えたら税率8%、「店内で食べる」と答えた場合は10%の税率となるのです。

もう一つの「**例外の例外**」はケータリング・出張料理です。これらは贅沢するということで10%の税率ですが、有料老人ホームや学校の給食は軽減税率の8%となります。

最後に、飲食料とともに軽減税率の対象となる新聞も、すべて8%になるわけではありません。軽減されるのは1) 週二回以上発行される新聞で、かつ、2) 定期購読のものに限られます。週一回とか月一回に発行される新聞は10%の税率がかかります。また、普通の新聞でもコンビニや駅の売店で買うものは10%となります。

以上、複雑な制度となっていますが、軽減税率を導入している国はどこでもこんなものです。例えば、カナダではドーナツやケーキを買う場合、5個までは基本税率ですが、6個以上買うと軽減税率が適用されるらしいです。6個以上だったらお店で食べられないので「持ち帰り」という発想です。

我が国でも最初は混乱が生じるとは思いますが、少しずつ定着していくように思います。